

「スノースポーツに内在する危険」

- 1 降雪・吹雪・降雨・濃霧等天候に伴う危険。
 - ・ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む。
- 2 崖・急斜面・溝・沢等地形に伴う危険。
- 3 アイスバーン・深雪・クレパス・雪崩等雪質や雪面の状況による危険。
 - ・ツリーウェル（樹木の傍らに空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けに伴い樹木のまわりに露出した地面）等も含む。
- 4 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険。
- 5 リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険。
- 6 雪上車両との衝突の危険。
- 7 スノーパークの利用に伴う危険。
- 8 スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険。
- 9 自己転倒による危険。
- 10 他のスキーヤーとの衝突による危険。
- 11 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険。
- 12 不適切な用具の使用などによる危険。
- 13 その他、これらに類する危険。

「スキーヤーの責務」

1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で働き、いつでも止まったり曲がったりできなければならない。スキーヤーがこのような滑走をしていれば、衝突事故のほとんどは防止できる。

2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけでなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや、搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書を読み、これに従って搭乗しなければならない。搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

3 標識・指示の遵守

スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- (1) コース外を滑走すること。
- (2) 閉鎖中のコースに立入ったり、滑走したりすること。
- (3) 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走したりすること。
- (4) 他のスキーヤーの間近を滑走すること。
- (5) 他のスキーヤーの滑走を妨げること。
- (6) 圧雪車（ゲレンデ整備車）を含む全ての雪上車両に近づくこと。
- (7) リフトの運行を妨げること。
- (8) 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること。
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること。
- (10) その他、これらに類する行為。

5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- (1) 徐行の標識のあるところ。
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ。
- (3) シーズン始めや春先など積雪が十分でないとき。
- (4) 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき。
- (5) ホワイต์アウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）のとき。
- (6) 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき。
- (7) リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき。
- (8) コースの合流地点やコースが狭いところ。
- (9) コースの脇や末端に近づいたとき。
- (10) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき。
- (11) コースが混雑しているとき。
- (12) キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき。
- (13) 業務のため出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- (14) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき。

6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まったり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないように大木の間近を滑走しない。

7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他の必要な防具を着用する。

8 引率者・指導者の責務

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法をも指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

11 競技者

- (1) 競技者とは、現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく、競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。
- (2) 競技中の安全管理については、競技主催者が責任をもつ。

12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者及び目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況及び氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

13 捜査費用の負担

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは捜査及び救助に要した費用を負担しなければならない。

14 ヘルメット・帽子の着用

スキーヤーはヘルメット・スキー帽を着用することが望ましい。

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に加入しておくことが望ましい。

『スノースポーツの安全基準』（全国スキー安全対策協議会）

スキー場管理者の責務

1 スキー場の管理

- (1) リフト・ゴンドラ等の索道施設の管理は、鉄道事業法及び国土交通省作成の「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」に基づいて索道事業者が行う。
- (2) ゲレンデの管理は、スキー場管理者が設置したスキー場安全対策委員会が行う。スキー場安全対策委員会が設置されていないスキー場においては、スキー場管理責任者が直接これにあたる。

2 情報の提供

(1) スキー場マップの作成

スキー場管理者は、スキー場マップを作成し、いつでもスキーヤーに提供できる状態にしておく。スキー場マップには次の事項を掲載する。

ア スキーヤーに対する注意事項

- (ア) このスキー場でスキーをなさる方へ（告知）。
- (イ) スキー場の行動規制。
- (ウ) リフト利用時の注意。
- (エ) スキー場独自の呼びかけ。

イ スキー場境界線と立入り禁止区域。

ウ リフト券発売所、スキースクール受付。

エ コース及びリフト・ゴンドラ。

オ コースの難易度（初級＝緑，中級＝赤，上級＝黒）。

カ パトロール詰所と電話番号。

キ トイレ，レストラン，休憩所。

ク その他。

- (2) スキー場管理者は、コースの閉鎖・気象警報の発令・雪崩発生の危険など、ゲレンデコンディションが異常な状況にあるときには、掲示・場内放送等を通じていち早くスキーヤーに情報を伝えるとともに必要な措置を講じなければならない。

3 注意事項の掲示

スキー場管理者は、スキー場管理者の責務2の(1)アに掲げる事項について、スキー場内にあるリフト券発売所、スキースクール受付、スキーヤーが最初に乗るリフト乗り場に掲示しなければならない。

4 スノーパークの管理

- (1) スノーパークは、ロープ・ネット等を用いて一般のコースと区別する。
- (2) スノーパークの区域は、ゲレンデマップに明示する。
- (3) スノーパーク入口付近あるいはスノーパーク内に、利用にあたっての注意書きを掲示する。

5 危険物の表示

- (1) 通常の視界条件（日中、場合によっては夜間でも降雨・降雪のない天候状態）のもとで30m前から視認しにくい障害物があるときは、コース内またはコースに隣接する箇所に「危険」、「SLOW」、「SPEED DOWN」等の表示をして、スキーヤーに注意を促さなければならない。

- (2) スキー場管理者は、スキーヤーが前項の障害物に衝突して大きな事故となるおそれがあるときには、障害物にマット等の緩衝具を取り付けなければならない。

6 雪上車両の運行

- (1) 雪上車両とは、圧雪車（ゲレンデ整備車）・雪上車・スノーモービルその他雪上を走行する車両をいう。
- (2) 雪上車両の運行は、一般財団法人日本鋼索交通協会・全国スキー安全対策協議会が定める「雪上車両の安全運転マニュアル」に従って行う。
- (3) 圧雪車
 - ア 圧雪車の装備
 - (ア) ヘッドライト
 - (イ) テールランプ
 - (ウ) 警音器
 - (エ) 回転警告灯
 - イ 圧雪車の運行
 - 圧雪車（ゲレンデ整備車）を運行するときは、前項の装備をすべて点灯・作動させる。ただし、コースを閉鎖しているときや夜間その他の場合で、警音がなくとも十分に安全が確保できると判断される場合は、警音器の作動を省略することができる。
 - ウ 救急活動・コース整備などスキー場の管理上やむを得ないときを除き、原則として営業時間外に運行する。スキー場管理者は、状況に応じて次の措置をとる。
 - (ア) 場内放送などを通じてスキーヤーに雪上車両の運行を知らせる。
 - (イ) コースの閉鎖。
 - (ウ) 誘導員の配置。
 - (エ) その他

7 雪崩の管理

- (1) スキー場管理者は、コース内に雪崩の危険が及ぶと判断したときは、直ちにコースの全部または一部を閉鎖し、スキーヤーを安全な場所に誘導しなければならない。
- (2) スキー場管理者は、雪崩が発生したときに迅速な救助活動が展開できるよう必要な人員と装備を整えておかなければならない。

8 秩序の維持

スキー場管理者は、スキーヤーが他人の迷惑となるような行為をし、注意されてもなお改めないときは、そのスキーヤーに対してスキー場からの退去を求めることができる。

9 事故原因の調査

- (1) 事故が発生したときは速やかに救護にあたる。
- (2) 事故の状況を記録し保管するとともに、関係者から求められたときにはこれを提示しなければならない。
- (3) 重傷・死亡事故については、事故の原因を調査し、同種事故の再発防止に努める。

10 スキー場管理者の安全対策の限界

スキー事故裁判でスキーヤーがスキー場管理責任を問題とするときは、ほとんどの場合、民法717条の「土地工作物の瑕疵」を問題としている。

しかし、スキー場管理者がなすべき安全対策は、スキーヤーがこの基準で定めるルールを守って行動していることを前提とするものであるから、スキーヤーがルールを守らずに引き起こした事故につ

いてスキー場管理者が責任を問われる理由はない。

『スノースポーツの安全基準』（全国スキー安全対策協議会）